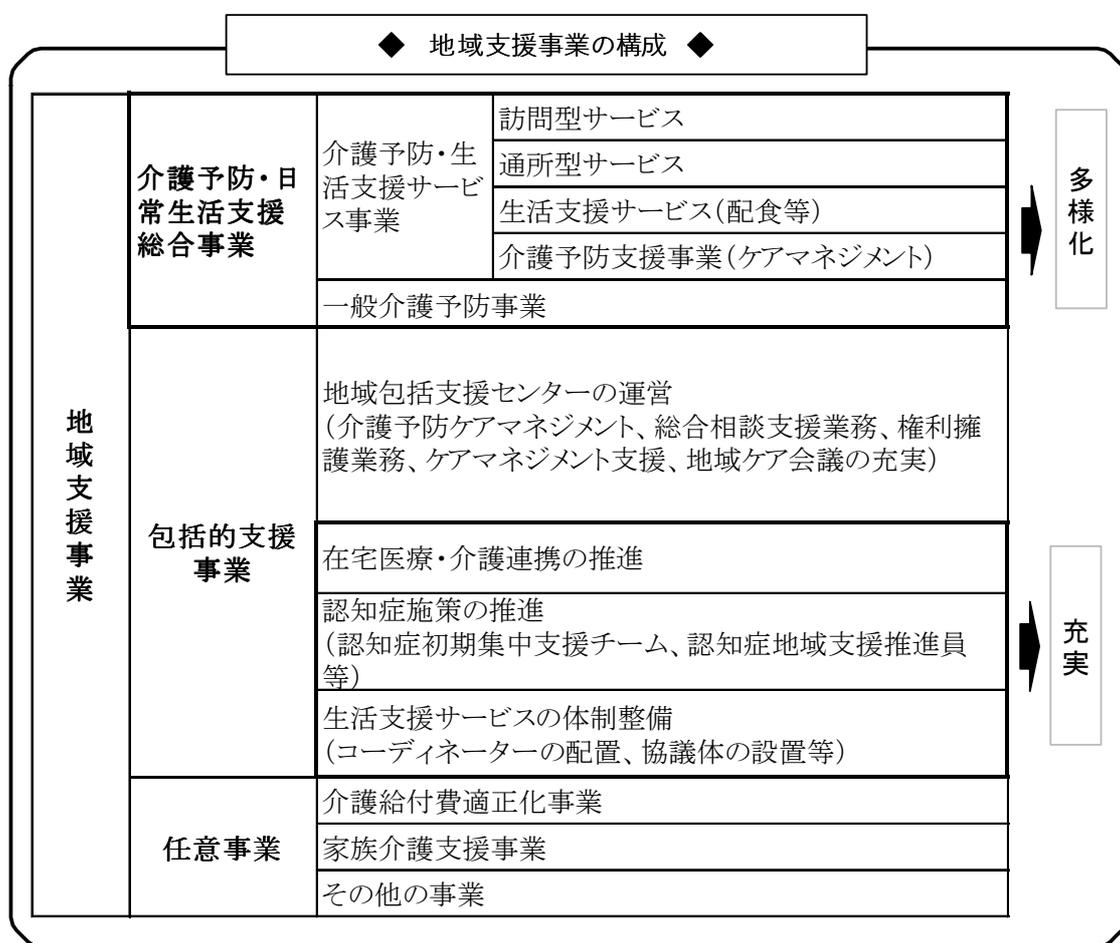


第5章 地域支援事業の推進

1 地域支援事業の概要

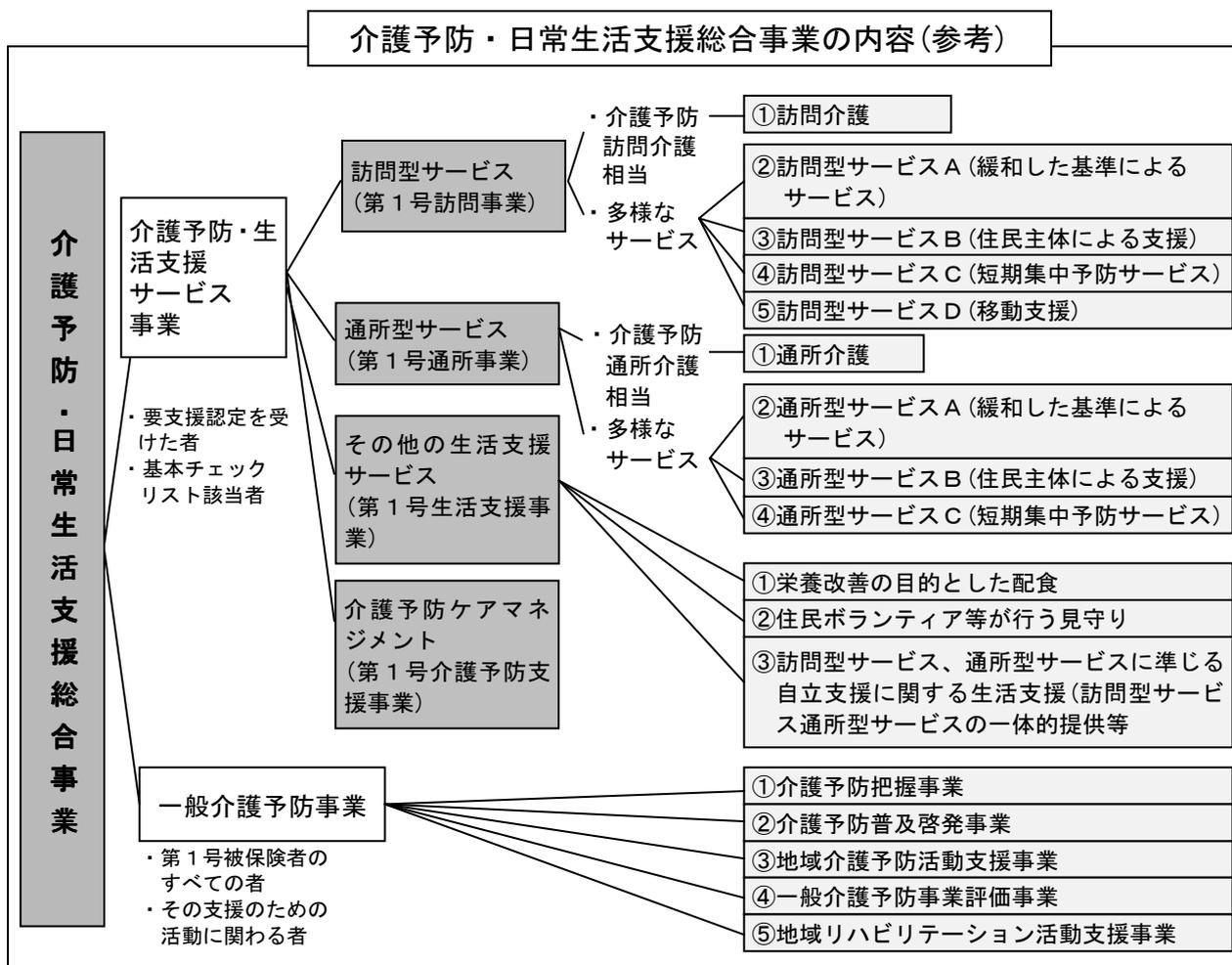
地域支援事業は、高齢者が要介護(要支援)状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、実施する事業です。

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」「包括的支援事業」「任意事業」の3事業により構成されています。



(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

介護保険の制度改正により、介護保険サービスの予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる地域支援事業へ移行しました。これに伴い、従来の地域支援事業の中の介護予防事業が見直され、この訪問介護・通所介護（予防給付）を含んだ介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）へと移行し、本市は平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。



介護予防・日常生活支援総合事業の一翼を担う介護予防・日常支援サービス事業は、訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス・介護予防ケアマネジメントで構成されています。

介護予防・日常支援サービス事業の対象者は、制度改正前の要支援者に相当する人ですが、制度改正後は、要支援認定を受けている人に限らず、基本チェックリストの該当者であれば、要支援者に相当する状態の人として、事業対象者とすることができます。

① 介護予防・生活支援サービス事業

- <対象者> ・要支援認定を受けた方（要支援者）
 ・基本チェックリスト該当者

◇ 訪問型サービス

1) 訪問介護（旧介護予防訪問介護相当のサービス）

【実績】

区分		平成29年度 (見込み)
延べ利用者人数	目標	120
	実績	121
	計画比(%)	100.8

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用者人数	750	770	790

2) 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

【実績】

区分		平成29年度 (見込み)
延べ利用者人数	目標	75
	実績	75
	計画比(%)	100.0

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用者人数	510	520	530

3) 訪問型サービスB（住民主体による支援）

【実績】

区分		平成29年度 (見込み)
延べ利用者人数	目標	150
	実績	279
	計画比(%)	186.0

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用者人数	300	310	320

4) 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

【実績】

区分		平成29年度 (見込み)
訪問実人員(人)	目標	7
	実績	3
	計画比(%)	42.9

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問回数(回)	40	50	60
訪問実人員(人)	4	5	6

◇ 通所型サービス

1) 通所介護（介護予防通所介護相当のサービス）

【実績】

区分		平成29年度 (見込み)
延べ利用者人数	目標	630
	実績	636
	計画比(%)	101.0

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用者人数	3,500	3,580	3,660

2) 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

【実績】

区分		平成29年度 (見込み)
延べ利用者人数	目標	90
	実績	92
	計画比(%)	102.2

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用者人数	480	490	500

3) 通所型サービスB（住民主体による支援）

【実績】

区分		平成29年度 (見込み)
延べ利用者人数	目標	280
	実績	288
	計画比(%)	102.9

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用者人数	295	300	305

4) 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

【実績】

区分		平成29年度 (見込み)
延べ利用者人数	目標	2,000
	実績	1,600
	計画比(%)	80.0

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ開催回数（回）	220	230	240
延べ参加人数（人）	1,700	1,800	1,900

②一般介護予防事業

＜対象者＞

- ・すべての第1号被保険者の方
- ・第1号被保険者の支援のための活動に関わる方

◇ 介護予防把握事業

地域包括支援センターの訪問や基本チェックリストで収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防事業につなげます。

◇ 介護予防普及啓発事業 (旧事業と同じ項目)

介護予防の基本的な知識を普及・啓発するため、介護予防事業を体系化し全体像を分かりやすく解説する案内を作成するとともに、広報活動をはじめ、パンフレットの作成・配布、講演会や健康体操教室等を行い、参加を促進するための事業周知に取り組み、各事業の参加者数の増加を図ります。

また、認知症予防対策に効果がある予防事業の充実を図っていきます。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
目標	開催回数(回)	7	7	7	7
	延べ利用者数(人)	400	400	400	400
実績	開催回数(回)	16	7	16	11
	延べ利用者数(人)	501	296	600	346
計画比	開催回数(%)	228.6	100.0	228.6	157.1
	延べ利用者数(%)	125.3	74.0	150.0	86.5

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数(回)	12	13	14
延べ参加人数(人)	400	420	440

◇ **地域介護予防活動支援事業** (旧事業と同じ項目)

介護予防のための地域活動組織育成や運動サポーター、サロンのリーダーを育成する講座を開催し、当該事業を通じて参加者同士の交流を図り、自主的な取り組みにつなげる工夫をすることにより、住民の積極的な参加を促すなど、地域づくりに資する視点をもって取り組みます。

[実績]

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
目標	開催回数(回)	16	26	26	26
	延べ利用者数(人)	420	400	400	400
実績	開催回数(回)	18	16	21	22
	延べ利用者数(人)	328	305	437	300
計画比	開催回数(%)	112.5	61.5	80.8	84.6
	延べ利用者数(%)	78.1	76.3	109.3	75.0

[計画]

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数(回)	23	24	25
延べ参加人数(人)	310	320	330

◇ **一般介護予防事業評価事業** (旧一次・二次予防事業評価事業)

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業の事業評価を行っていきます。

◇ **地域リハビリテーション活動支援事業**

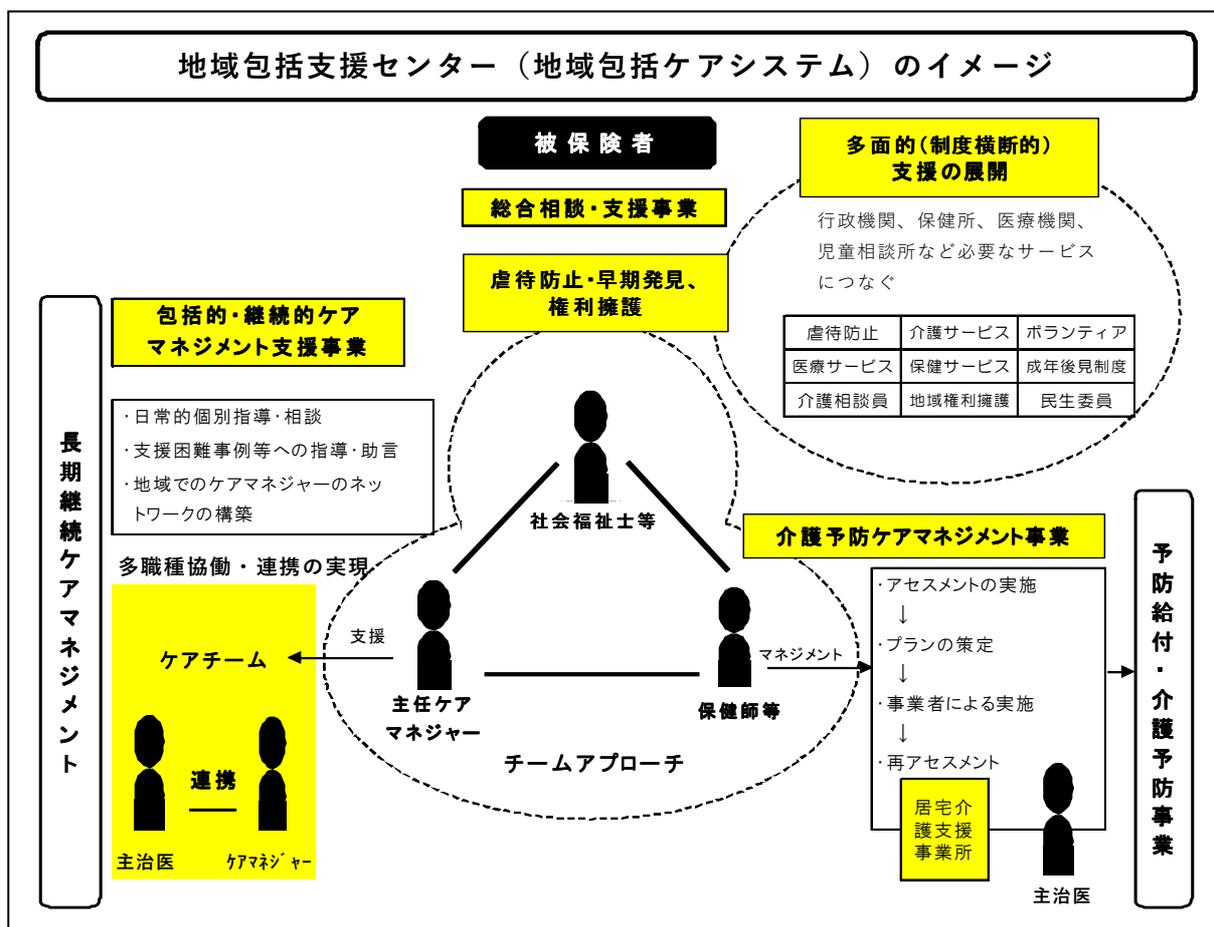
地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所・訪問・地域ケア会議・サービス担当者会議等の開催時、リハビリテーション専門職等の参加を促進します。

(2) 包括的支援事業

①地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築に向けて中心的な役割を担っています。地域包括ケアシステムを構築し、かつ有効に機能させるために、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員がそれぞれの専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動し、継続的・専門的な支援を実施します。

また、地域住民とともに介護事業者、医療、行政などの地域のネットワークを構築し、高齢者が暮らしやすい地域づくりに取り組みます。



②総合相談支援

地域包括支援センターには、総合相談窓口が設置され、介護、保健、医療サービスをはじめ、高齢者虐待、消費者被害、権利擁護等、あらゆる相談に対応します。相談内容に応じて、どのような支援が必要かを各専門職がチームアプローチにより総合的に判断し、適切な支援につなぐとともに継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止します。高齢者の心身の状況や家庭環境などによっては訪問による相談も行っています。

地域包括支援センターに寄せられる相談は、高齢者数の増加に伴い、多様化・複雑化しており、相談件数の増加も見込まれています。

【実績】

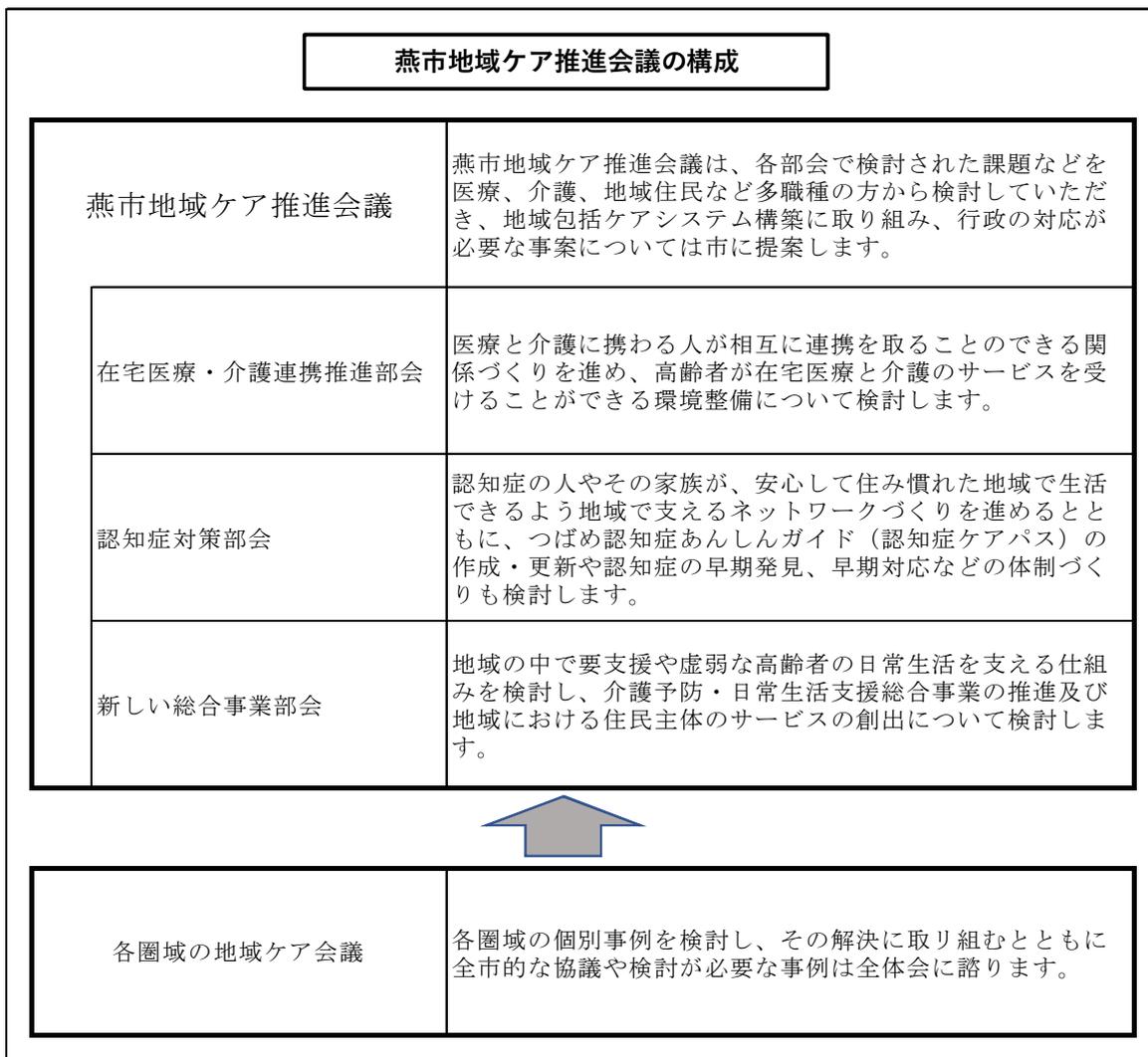
区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
相談件数	目標(人)	9,200	12,500	13,000	13,500
	実績(人)	10,760	12,123	12,020	13,000
	計画比(%)	117.0	97.0	92.5	96.3

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談件数(件)	13,500	14,000	14,500

③燕市全体の地域ケア会議の設置・運営

医療・介護等の関係機関と連携を強化し、認知症対策や日常生活支援への取り組みを進めて、地域の課題解決機能の向上を図ります。一般的な地域ケア会議の取り組みにはない燕市の医療・介護全般にわたる課題の検討集団として位置付け、地域包括ケアシステム構築を推進します。



④在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護に携わる人が相互に連携を取ることができる関係づくりを進め、高齢者が在宅医療と介護のサービスを受けることができる環境整備を図ります。

要介護者などが退院した後、地域で生活できるようにすることが求められており、誰もが安心して在宅療養ができるよう燕・弥彦医療介護センターを運営し、医療・介護の切れ目のない連携を進めます。

在宅医療・介護連携推進事業	
①地域の医療・介護サービスの把握	⇒地域の医療機関や介護事業所等の分布、医療機能を把握し、地図化または名簿化、在宅医療の取り組み状況、医師の相談対応が可能な日時等を調査した結果を市民や関係者に公表し、共有化します。
②在宅医療・介護サービス等の情報の共有・支援	⇒急性期から慢性期に至る医療機関の連携バスを地域まで延長し、保健・福祉のサービスを連動させる取り組み（地域連携バス）を運用し、在宅医療を行う医療機関、介護事業所等の情報を共有し、在宅での看取り、急変時の対応に関する情報を提供します。
③在宅医療・介護関係者の研修	⇒地域医療・介護の関係者などがグループワークを通じて、顔の見える化を図るよう、関係者を対象にした医療研修を開催します。
④在宅医療・介護連携支援センターの運営	⇒在宅医療・介護の連携支援の拠点設置・運営により、在宅医療と介護サービス担当者（看護師、社会福祉士）の連携を支援するコーディネーターを配置し、ケアマネジャーなどからの相談に対応します。
⑤24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築	⇒地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの24時間365日提供できる体制を整備します。
⑥市民への普及啓発	⇒市民を対象にしたシンポジウムの開催や出前講座、パンフレットの作成により、これまで病院での医療が中心だった市民から、在宅医療に関心を持ってもらいます。
⑦在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議	⇒地域の医療機関・ケアマネジャー等介護関係者が参画し、在宅医療・介護連携の状況と課題の抽出、解決策等を協議します。
⑧二次医療圏内における医師会及び関係市町村との連携	⇒二次医療圏内の病院から退院する事例等に関して、医師会、都道府県、保健所等の支援のもと、在宅医療・介護等の関係者間で情報共有の方法について検討します。

⑤生活支援体制整備事業

第6期計画では、住民や民間企業などが主体となった多様なサービスを提供していく仕組みづくりを進めていく上で、活動の旗振り役となる「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を設置しました。

第7期計画においては、地域に協議体を設置し、多様な関係者の参加と協働による地域づくりに取り組むための基盤を整備するとともに、生活支援コーディネーターと協議体が車の両輪として地域づくりを進めていくことができるよう、活動の担い手の発掘・育成に取り組めます。

1) 生活支援コーディネーターの配置・活動支援

第6期計画では、市全域において生活支援の担い手の養成やサービスの開発等をコーディネートする、第1層の生活支援コーディネーターを配置し、地域資源や地域ニーズの把握を行いました。第7期計画においては、第1層に加えて第2層の生活支援コーディネーターを各生活圏域に配置し、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の充実に取り組むため、引き続き、生活支援コーディネーターの活動の支援を行います。

2) 生活支援の担い手（人材）の確保

生活支援コーディネーターの活動をより効果的なものとするため、生活支援の担い手となる人材の確保に向け、担い手養成研修を実施します。

3) 協議体の設置、拡充

生活圏域ごとに協議体を設置します。

4) 活動拠点の整備（高齢者の居場所）

地域づくりの活動の拠点、地域で活動する高齢者の居場所として、今後、活動拠点の整備を進めていきます。

3) 認知症対策

認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン) の7つの柱		燕市の取組
1	認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症地域支援推進員の配置 ・ 認知症サポーターの養成と活動の支援
2	認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ つばめ認知症安心ガイド（認知症ケアパス）の作成、普及 ・ 認知症初期集中支援チームの設置
3	若年性認知症施策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年性認知症の人や家族に支援ハンドブックを配布し周知に努める ・ 認知症サポーター養成講座での啓発
4	認知症の人の介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症初期集中支援チームの設置 ・ 認知症カフェへの技術支援
5	認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の集いの場の整備 ・ 見守り体制の整備 ・ 成年後見制度の活用促進 ・ 高齢者の虐待防止
6	認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新の情報や研究等の成果を把握し、活用・普及を図る
7	認知症の人やその家族の視点の重視	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症施策の企画・立案や評価への認知症の人や家族の参画

【実績】

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
認知症サポーター養成(人)	825	982	631	500

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症サポーター養成(人)	500	500	500

(3) 権利擁護の充実

高齢者が、認知症等による判断能力の低下があっても、尊厳のある生活が送れるよう、虐待の防止及び早期発見、高齢者虐待防止に向けたネットワークの構築に取り組むとともに、成年後見制度の周知や利用にあたっての手続きを円滑に進める体制の整備を図ります。

①権利擁護事業

地域包括支援センターにおいて、権利擁護相談窓口を設置し、認知症高齢者等の権利擁護相談を実施していきます。また、そのために関係機関との連携を強化していきます。

②高齢者虐待対策

市と地域包括支援センターが主体となって、相談窓口の明確化、支援の連携・体制づくり、虐待防止の知識の啓発や人材育成を行うことにより、虐待の発生しにくい地域づくりを目指し虐待の予防を図っていきます。

また、虐待事例発生時には、民生委員児童委員、介護保険サービス提供事業所のほか、県など関係機関・専門機関との連携により、適切な対応を行うとともに、高齢者虐待の実態把握や県事業である高齢者権利擁護相談支援事業の活用に努めるなど、虐待防止の体制整備を推進します。

【実績】

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
相談・通報件数(件)	44	48	30	46
虐待と判断した件数(件)	32	28	21	16

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談・通報件数(件)	45	45	45
虐待と判断した件数(件)	30	30	30

③成年後見制度の普及促進

認知症などにより、財産管理や福祉サービスの利用などを自分で行うことが困難で、判断能力が十分でない高齢者などを援助する「成年後見制度」については、上位計画である燕市地域福祉計画と整合性を図り、地域の関係機関と連携し、制度の普及促進や利用促進を図ります。

併せて、親族による成年後見の申立が困難である人を対象に、市長による審判の請求を行うとともに鑑定費用など必要な費用及び後見人報酬の助成をしていきます。

【実績】

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
市長申立て件数(件)	3	3	5	4
後見人報酬の助成件数(件)	0	1	2	10

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
市長申立て件数(件)	6	8	10
後見人報酬の助成件数(件)	8	9	10

(4) 任意事業

①介護給付等費用適正化事業

市内の居宅介護支援事業所等を対象に「ケアプランの質の向上支援研修」を年1回実施し、自立に資する適切な作成を支援します。

その他、認定調査状況チェック、住宅改修等の点検、医療情報等の突合、縦覧点検、介護給付費通知等を実施し、介護給付の適正化に努めます。